

鳥取県の社会福祉制度・予算等の要望に対する県対応方針

鳥取県民生児童委員協議会

1 民生委員・児童委員活動に対する補助金の継続的な確保について

要望内容
<p>民生委員・児童委員活動の実態と重要性についてご理解いただき、民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金について、減額とならないよう引き続きの確保をお願いいたします。</p> <p>(説明) 少子高齢、核家族化等が急速に進行し、地域では様々な問題が顕在化しています。家族関係や住民相互のつながりが薄れ、社会での孤立の問題が深刻になってきています。さらに、様々な生活課題、福祉課題が複雑、困難化し、高齢者の孤立死、児童や、障がい者への虐待等が後を絶たない状況です。</p> <p>このような状況の中で、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の支援を必要とする方の見守り役・隣人として、身近な相談相手であり公的支援のつなぎ役である民生委員・児童委員に寄せる期待はさらに高まっています。</p> <p>これらのことから、民生委員・児童委員活動の重要性をご理解いただき、活動に必要な補助金が減額とならないよう引き続きの確保をお願いいたします。</p>
現状と県の取組状況・対応方針〔担当課：孤独・孤立対策課〕
<p>本県では、民生委員・児童委員活動費により民生委員・児童委員の活動について実費弁償相当の手当を支給し、地区民生児童委員協議会活動推進費補助金により各地区の民生児童委員協議会の活動を補助しています。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手であるとともに、必要に応じて行政機関・専門機関等につなぐ重要な存在です。様々な生活課題、複雑化する福祉課題により、益々支援の必要な方が増加することが考えられ、民生委員・児童委員には一層の活動が求められます。このような状況を踏まえ、活動費・補助金については必要な金額を確保するよう努めていきます。</p>